

# NPO 法人大網お助け隊 利用契約書

(趣旨)

第1条 この規約はNPO法人大網お助け隊(以下『大網お助け隊』という)の会則第3条の支援活動を受ける対象者に関する必要な条項を定めるものとする。

(利用者及び住居地域)

第2条 この会の活動を受けるものは原則として大網白里市行政区内に居住する個人とする。但し、その他例外については役員会で認められたものとする。

(入・退会)

第3条 支援活動を受ける事を希望する者の入会は、代表が希望者の健康、生活環境、経済面等考慮し、役員会の同意を得て許可され、登録する。許可できない場合は理由を明確に伝える。退会は、本人の意思を確認した時もしくは、会員の規約を充たさなくなった時点とする。

(登録・年会費)

第4条 入会者は登録時に登録料、年度初めに年会費を支払う。支払った費用等は返還出来ない。

(生活課題)

第5条 提供する支援内容は別表に示すとおりとする。

(支援依頼)

第6条 別表に示す支援を希望する者はコーディネーターへ直接依頼する。但し、この会の性格を考慮し、受注出来ない場合がある。また、支援者(協力会員)の指名はできない。

(料金)

第7条 支援に対する利用料金は事前にコーディネーター等に説明を受け、支援を受けた後に請求を受けた精算代金は速やかに支払うものとする。

(守秘義務)

第8条 利用者は知り得た個人情報は秘密とし、第三者に提供、漏えいしてはならない。

(移動支援)

第9条 移動支援に関する規約は別に定める。

(保険)

第10条 移動支援時の事故等による補償は自動車保険の補償限度内とする。上記以外の支援中の損害、傷害の補償は会の加入するボランティア保険の限度内とする。なお、犬、猫等ペットによる第三者への傷害は飼い主の補償責任とする。

平成 年 月 日  
住所

氏名 印

大網お助け隊代表  
氏名 石川 庄六 印

住所 千葉県大網白里市みずほ台2丁目11番地12 レオパレスリヴェール104号室  
NPO 法人大網お助け隊 印



皆さんが、住みよい地域であるために、私たちがお手伝いします

## 1・協力会員などの活動を円滑に行うために

- ① 利用の依頼は早めの予約を心がけてください。(当日の急な依頼を受けても対応できません)
- ② 依頼の内容については、始める前に必ず確認をして下さい。
- ③ 移動サービスは、原則として大網白里市内です。
- ④ 車の移動サービスについて変更(日時、目的地、人数など)があるときは、早めに連絡をして下さい。
- ⑤ 原則として協力会員の指名(人、物、車)は出来ませんので、予めご了承ください。
- ⑥ 活動を始めるときの打ち合わせ、作業中の確認、終了後の確認は、協力会員と共に行って下さい。
- ⑦ 作業の追加などがあるときは、協力会員に、その場で申し入れても、対応が難しいこともありますので、コーディネーターを通してください。(短時間、簡単なことは構いません)
- ⑧ 集金業務は、原則としてコーディネーターが行いますが、在宅確認をしてから、伺いますので
- ⑨ 利用料金をお支払ください。
- ⑩ 追加作業などはコーディネーターを通して下さい。(協力会員に直接申し込まれますとトラブルの原因となる場合があります)
- ⑪ 作業時間は現場で、料金はコーディネーターが内容を確認して決めます。
- ⑫ 協力会員への茶菓の接待はなさらないでください。
- ⑬ 協力会員のサービス内容について、疑問、不満等がありましたら、遠慮なくお知らせください。
- ⑭ 今後のサービスに、活かしていきたいと思えます。

## 2・事故を防ぐために

- ① 移動サービスなどの車を利用される場合は、協力会員の安全の協力依頼(シートベルトの着用、ドアロック)などには必ず守ってください。
- ② 必要以外の話しかけは、運転の妨げになりますので、協力願います。
- ③ 作業中の作業内容、視察、点検は安全な場所をお願いします。

(機械使用中は危険がありますので近づかないでください)

# NPO 法人大綱お助け隊 利用契約書（控え）

## （趣旨）

第1条 この規約はNPO法人大綱お助け隊（以下『大綱お助け隊』という）の会則第3条の支援活動を受ける対象者に関する必要な条項を定めるものとする。

## （利用者及び住居地域）

第2条 この会の活動を受けるものは原則として大綱白里市行政区内に居住する個人とする。但し、その他例外については役員会で認められたものとする。

## （入・退会）

第3条 支援活動を受ける事を希望する者の入会は、代表が希望者の健康、生活環境、経済面等考慮し、役員会の同意を得て許可され、登録する。許可できない場合は理由を明確に伝える。

退会は、本人の意思を確認した時もしくは、会員の規約を充たさなくなった時点とする。

## （登録・年会費）

第4条 入会者は登録時に登録料、年度初めに年会費を支払う。支払った費用等は返還出来ない。

## （生活課題）

第5条 提供する支援内容は別表に示すとおりとする。

## （支援依頼）

第6条 別表に示す支援を希望する者はコーディネーターへ直接依頼する。

但し、この会の性格を考慮し、受注出来ない場合がある。また、支援者（協力会員）の指名はできない。

## （料金）

第7条 支援に対する利用料金は事前にコーディネーター等に説明を受け、支援を受けた後に請求を受けた精算代金は速やかに支払うものとする。

## （守秘義務）

第8条 利用者は知り得た個人情報は秘密とし、第三者に提供、漏えいしてはならない。

## （移動支援）

第9条 移動支援に関する規約は別に定める。

## （保険）

第10条 移動支援時の事故等による補償は自動車保険の補償限度内とする。上記以外の支援中の損害、傷害の補償は会の加入するボランティア保険の限度内とする。なお、犬、猫等ペットによる第三者への傷害は飼い主の補償責任とする。

平成 年 月 日  
住所

氏名 印

大綱お助け隊代表  
氏名 石川 庄六 印

住所 千葉県大綱白里市みずほ台2丁目11番地12 レオパレスリヴェール104号室  
NPO 法人大綱お助け隊 印



皆さんが、住みよい地域であるために、私たちがお手伝いします

## 1・協力会員などの活動を円滑に行うために

- ⑮ 利用の依頼は早めの予約を心がけてください。(当日の急な依頼を受けても対応できません)
- ⑯ 依頼の内容については、始める前に必ず確認をして下さい。
- ⑰ 移動サービスは、原則として大網白里市内です。
- ⑱ 車の移動サービスについて変更(日時、目的地、人数など)があるときは、早めに連絡をして下さい。
- ⑲ 原則として協力会員の指名(人、物、車)は出来ませんので、予めご了承ください。
- ⑳ 活動を始めるときの打ち合わせ、作業中の確認、終了後の確認は、協力会員と共に行って下さい。
- 21 作業の追加などがあるときは、協力会員に、その場で申し入れても、対応が難しいこともありますので、コーディネーターを通してください。(短時間、簡単なことは構いません)
- 22 集金業務は、原則としてコーディネーターが行いますが、在宅確認をしてから、伺いますので
- 23 利用料金をお支払ください。
- 24 追加作業などはコーディネーターを通して下さい。(協力会員に直接申し込まれますとトラブルの原因となる場合があります)
- 25 作業時間は現場で、料金はコーディネーターが内容を確認して決めます。
- 26 協力会員への茶菓の接待はなさらないでください。
- 27 協力会員のサービス内容について、疑問、不満等がありましたら、遠慮なくお知らせください。
- 28 今後のサービスに、活かしていきたいと思えます。

## 2・事故を防ぐために

- ④ 移動サービスなどの車を利用される場合は、協力会員の安全の協力依頼(シートベルトの着用、ドアロック)などには必ず守ってください。
- ⑤ 必要以外の話しかけは、運転の妨げになりますので、協力願います。
- ⑥ 作業中の作業内容、視察、点検は安全な場所をお願いします。

(機械使用中は危険がありますので近づかないでください)